

1 主任者登録更新の概要

登録の有効期間は主任者登録日から3年です。

主任者登録は、申請により更新されます。

更新を受けなければ、その期間の経過によって主任者登録の効力を失い、主任者登録は抹消されます。

主任者登録日の3年後の期日をもって主任者登録の効力を失います。

35P 「主任者登録の抹消」参照

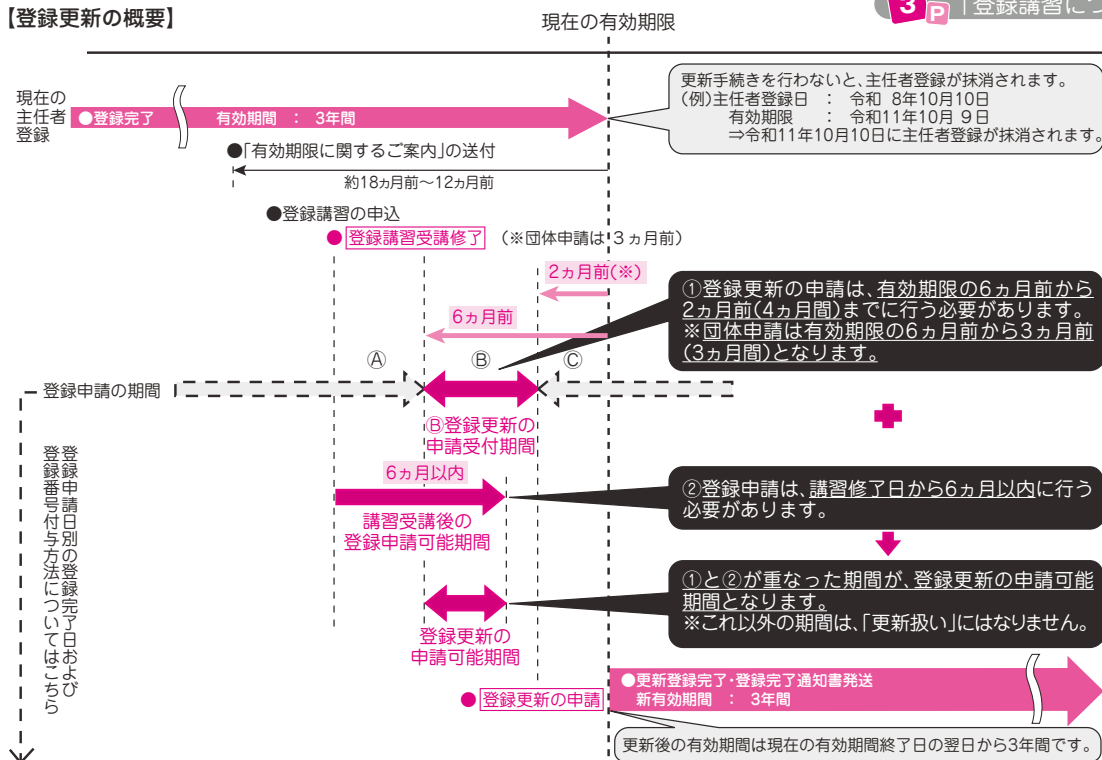
主任者登録の有効期限の約18ヵ月前～12ヵ月前に「主任者登録更新のご案内」を主任者の登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に発送いたします。受講対象となる講習の受講申込受付開始前に送付いたします。

主任者登録を更新する場合は、登録講習機関が実施する講習を申込み、受講をした後に、主任者登録更新の申請手続きを行ってください。

主任者登録更新の申請は有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前（団体申請は3ヵ月前）の期間で受付します。

【登録更新の概要】

3 P 「登録講習について」参照



申請日	登録完了日	登録番号	その他
① 有効期限の6ヵ月前より前の申請	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号	現在の主任者登録の残存する有効期間は無効となります。
② 有効期限の6ヵ月前から2ヵ月前 (団体申請は3ヵ月前)の期間の申請	現在の有効期間終了日の翌日	現行の登録番号	
③ 有効期限の2ヵ月前より後の申請 (団体申請は3ヵ月前) ※主任者登録抹消後の申請も含む	登録事務完了日 (申請の受理から約2ヵ月後)	新たな登録番号	現在の主任者登録の有効期間内の申請の場合でも、標準処理期間(2ヵ月間)を超えているため、現在の主任者登録の有効期間満了をもって一旦、主任者登録が抹消されます。(登録抹消通知が送られます)

登録更新を受けようとする方は、①主任者登録の有効期限、②登録講習の受講スケジュール、③主任者登録更新の申請の受付期間、を十分に考慮して、更新に係る手続きを行ってください。

※登録講習の詳細については、講習受講要領（協会ホームページ掲載）をご覧ください。

※主任者登録の有効期限の2ヵ月前（※）までに更新の申請を行わないと、期間の経過により主任者登録が一旦抹消されます。（※団体申請の場合は、「3ヵ月前」までとなります。）

7 P 「申請に係る書類等の期限」参照

【主任者登録更新の際の留意点】

現在主任者として登録行政庁（※）に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ①現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新申請以外（A・Cの期間の申請）で主任者登録を行った場合は、主任者の登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由（貸金業法第8条第1項前段）に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ②現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、Cの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未滿となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、Bの期間の申請（更新申請）されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務（支）局長または都道府県知事のこと。

登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

団体申請では、団体責任者は当該団体から「団体扱い」で申請された者の申請の種別（「更新扱い（Bの期間の申請）」か否か）をインターネット上で申請時に確認することができます。

16P 「申請の種別とは」参照

2 主任者登録更新の申請について

登録更新を受けようとする方は、前図の「登録更新の申請可能期間」に申請を行う必要があります。

日本貸金業協会の登録講習を修了した場合は、登録講習修了証明書の下段に登録申請可能期限および更新申請可能期間（登録更新が可能の方のみ）が記載されていますので、当該期間を十分ご確認ください。

22P 「修了証明書」参照

主任者登録更新の申請手続き（申請に必要な書類、申請受付期間、申請方法、登録手数料、受付方法、登録結果通知の発送等）はすべて、初回主任者登録の申請手続きと全く同じです。団体申請も同様に可能です。

「主任者登録更新のご案内」の内容をご確認のうえ、登録更新の申請手続きを行ってください。

※申請受付窓口および申請手続き等が変更されている場合がありますので、必ず最新の「主任者登録の手引き」をご確認ください。協会支部窓口や協会ホームページからも「主任者登録の手引き」を入手することができます。

「主任者登録の手引き」は、会場講習では講習受講当日、修了者に対し配布いたします。eラーニング講習では教材に同梱して送付いたします。

3 登録更新完了通知について

更新申請を行った場合と更新申請以外では、登録完了通知の記載内容が異なります。

更新申請を行った場合の完了通知	
貸金業務取扱主任者の登録更新完了通知	
記	
氏名	協会 太郎
生年月日	昭和50年10月10日
登録番号	K987654321
登録(予定)年月日	令和8年12月10日
有効期間	令和11年12月9日まで
(前回登録有効期間)	令和8年12月9日まで

更新申請以外の場合の完了通知	
貸金業務取扱主任者の登録完了通知	
記	
氏名	協会 次郎
生年月日	昭和55年6月6日
登録番号	K654321098
登録年月日	令和8年12月3日
有効期間	令和11年12月2日まで
(前回登録番号)	K456789012

33P 「登録更新の概要」参照

34P 【主任者登録更新の際の留意点】参照

【相違点】

	更新申請を行った場合	更新申請以外
表題名	登録更新完了通知	登録完了通知
登録日	現在の有効期間終了日の翌日	登録事務完了日※前回有効期限日は考慮されません。
登録番号	現行の登録番号と同じ	新たな登録番号※前回登録番号の記載あり
マイページ(P31参照)	現行の登録番号およびパスワードを引き続き利用可能	新たな登録番号およびパスワードで再度マイページに登録が必要

現在主任者として登録行政庁に届出されている方で、更新申請以外の方は必ず34ページ【主任者登録更新の際の留意点】をご確認ください。